販　売　計　画　書

１ 販売の目的等

(１） 販売用途：溶断・溶接・化学工業・冷媒・消火設備・医療用・その他（ 　　　　　）

（２） 販売方法：伝票販売・現物販売

（３） 販売形態：容器（カードルを含む。），ローリー，その他（　　　　　 ）

（４） 販売開始：　　　年　月　日（予定）

２ 販売する高圧ガス

販売する高圧ガスは（下記・別紙）のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 高圧ガスの名称 | 高圧ガスの区分 | 貯 蔵 所 | 最　大　貯　蔵　量 |
|  | 燃毒・燃・毒・不・他 | なし・あり |  |
|  | 燃毒・燃・毒・不・他 | なし・あり |  |

３ 販売方法

（１） 購入先

|  |  |
| --- | --- |
| 購入先（発注）先 | 所　在　地 |
|  |  |
|  |  |

（２） 貯蔵所（容器置場）　 ※ 現物販売のみ

|  |  |
| --- | --- |
| 占有する貯蔵所名 | 所　在　地 |
|  |  |
|  |  |

（３） 必要な器具類　　　　※ 現物販売のみ

|  |  |
| --- | --- |
| 気密試験器具等 | 石けん水　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　あり，なしマノメーター　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　個圧力計（ゲージ，マニホールドを含む。） 　　　　　　　　 個空気ポンプ（真空ポンプを含む。） 台計量器 台そ の 他（　　　　　　　　　 　 ） |
| 漏洩検知器具等 | ボーリングバー 本ガス検知器（ 　　　　式） 個そ の 他（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（４）技術上の基準

高圧ガス保安法第２０条の６に基づき、次の各号に従って高圧ガスを販売します。

①高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した別紙の保安台帳を備えます。

②充てん容器等の引渡しは、外面の容器の使用上支障のある腐食・割れ・すじ・しわ等がなく、

かつ、当該ガスが漏えいしていないことを確認して販売します。

③その他一般高圧ガス保安規則第４０条、液化石油ガス保安規則第４１条、冷凍保安規則第２７条で定める当該事項を遵守します。